

静岡県人事委員会は、不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則11－26

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（静岡県人事委員会規則11－10）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（審査請求） 第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書<u>正副各1通</u>を人事委員会に提出してしなければならない。 2 （略） 3 審査請求書には、<u>正副ともに</u>処分説明書の写し<u>各1通</u>を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。 4 （略） （審査請求の受理又は却下） 第5条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 人事委員会は、審査請求を受理するものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の<u>副本</u>を送付し、却下するものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。 5 （略） （証拠の申出） 第12条 （略） 2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 （1）証人の氏名、<u>住所及び職業</u>又は証拠資料の表示及び所在	（審査請求） 第4条 法第49条の2第1項の規定による審査請求は、審査請求書を人事委員会に提出してしなければならない。 2 （略） 3 審査請求書には、処分説明書の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。 4 （略） （審査請求の受理又は却下） 第5条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 人事委員会は、審査請求を受理するものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の<u>写し</u>を送付し、却下するものと決定したときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。 5 （略） （証拠の申出） 第12条 （略） 2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 （1）証人の氏名<u>及び</u>住所又は証拠資料の表示及び所在

(2) 証明しようとする事項 (証人調べ) 第14条 人事委員会は、証人を喚問する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名、<u>住所及び職業</u> (2)～(3) (略) 2 (略) (陳述書) 第15条 (略) 2 陳述書の提出を求める場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名、<u>住所及び職業</u> (2)～(3) (略) (証拠資料の提出要求) 第16条 人事委員会が証拠資料の提出を求める場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名、<u>住所及び職業</u> (2)～(3) (略) (口頭審理の方式)	(2) 証明しようとする事項<u>及びこれと証拠との関係</u> (証人調べ) 第14条 人事委員会は、証人を喚問する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名<u>及び住所</u> (2)～(3) (略) 2 (略) (<u>証拠の所在地における証拠調べ</u>) 第14条の2 人事委員会は、証人等の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、<u>第17条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。</u> (陳述書) 第15条 (略) 2 陳述書の提出を求める場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名<u>及び住所</u> (2)～(3) (略) (証拠資料の提出要求) 第16条 人事委員会が証拠資料の提出を求める場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。 (1) 証人の氏名<u>及び住所</u> (2)～(3) (略) (口頭審理)
--	--

第17条 (略)

2～5 (略)

(審理の終了)

第19条の3 (略)

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

- (1) 請求者から第10条第2項に規定する反論書がこの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。
- (2) 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 (略)

(再審の請求)

第23条 (略)

2 (略)

3 再審の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した再審請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名、生年月日及び住所
- (2)～(5) (略)

(審査及び再審の費用)

第30条 審査(再審の場合における審査を含む。)に要した費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 人事委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当
- (2)～(3) (略)

第17条 (略)

2～5 (略)

(審理の終了)

第19条の3 (略)

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

- (1) 審査請求人から第10条第2項に規定する反論書がこの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。
- (2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 (略)

(再審の請求)

第23条 (略)

2 (略)

3 再審の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した再審請求書を人事委員会に提出してしなければならない。

- (1) 再審の請求をする者の氏名及び住所
- (2)～(5) (略)

(審査費用)

第30条 審査(再審の場合における審査を含む。)に要した費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 人事委員会が当事者の申出によることなく行う証拠調べに要した証人の旅費
- (2)～(3) (略)

	(4) <u>前各号に掲げるもののほか、審査に要した費用で人事委員会が別に定めるもの</u>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の第 1 条に規定する処分についての審査請求であってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。